

公立大学法人岩手県立大学学生貸付金規程

制定 令和4年3月29日 規程第32号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人岩手県立大学が、岩手県立大学（大学院を含む。）、岩手県立大学盛岡短期大学部及び岩手県立大学宮古短期大学部（以下「本学」という。）に在学する学生のうち、緊急に経済的支援を必要とする者に対して、修学又は学生生活の維持のための資金（以下「学生貸付金」という。）を貸し付けることにより、学生の学修の継続を支援することを目的とする。

(貸付の対象)

第2条 学生貸付金の対象は次のとおりとする。

- (1) 卒業又は修了の予定の期の授業料が未納で、緊急に修学資金を必要とする者
- (2) やむを得ない事情により、緊急に生活資金を必要とする者

(手続き)

第3条 学生貸付金の貸与を希望する者は、理事長が別に定める手続きにより申請を行い、理事長は審査の上、貸付を決定する。

(貸付金額及び返還期間)

第4条 学生貸付金の金額及び返還期間については、理事長が別に定める。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 (令和4年3月29日 規程第32号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。